

千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会バイオリスク部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学研究用微生物安全管理実施規則第4条第3項及び千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会規程第4条第2項の規定に基づき、バイオリスク部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- (1) 本学教員 4名以上 うち一人を取扱主任者、一人を安全主任者とする。
なお、取扱主任者と安全主任者は兼ねることができるものとする。
- (2) 学外の有識者 1名

2 前項第1号及び第2号の委員は学長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任も妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実験計画等の法令及びこの規程等に対する適合性に関すること。
 - (2) 実験施設設備の認定に関すること。
 - (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善に関すること。
 - (4) 実験等に関する組織的な教育訓練及び健康管理に関すること。
 - (5) その他実験等の安全性の確保に必要な事項に関すること。
 - (6) この規程の改廃に関すること。
 - (7) 実施規則の改廃に関すること。
- 2 部会は、本学における実験等に係る安全確保にかかわる事項について調査審議し、学長に対して助言又は勧告を行うことができる。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、学長が指名する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

- 2 実施規則に従った実験計画の申請があった場合に会議を開催し、実験計画の審査を行い、会議は委員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 関連法令の変更があった場合や災害・事故発生時あるいはその他学長が必要と判断した場合には会議を臨時招集できる。緊急時には、3名以上の委員の出席をもって成立するものとする。
- 4 会議の議事録の作成は、部会長の指名した委員が担当する。

(委員以外の出席)

第7条 部会長は、必要と認めたときは、取扱責任者その他委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は事務局企画運営課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。